出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（乗員上陸の許可） **第十五条**　［略］ 2　［略］ 3　法第十六条第五項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。 一　上陸期間は、次の区分により、入国審査官が定める。 イ　一の出入国港の近傍に上陸を許可する場合（ロに掲げる場合を除く。）　七日以内 ロ　一の出入国港の近傍に上陸を許可する場合であつて入国審査官が特別の事由があると認めるとき　十五日以内 ハ　［略］ ニ　［略］ ホ　［略］ ［二・三　略］ （権限の委任） **第六十一条の二**　法第六十九条の二の規定により、次に掲げる法務大臣の権限は、地方入国管理局長に委任する。ただし、第一号、第一号の二の二、第二号から第三号の三まで、第五号の四、第八号、第十号から第十五号まで、第十七号及び第二十号に掲げる権限については、法務大臣が自ら行うことを妨げない。 ［一・一の二　略］ 一の二の二　法第九条第二項に規定する指定の権限 ［一の三～三の二　略］ 三の三　法第十七条第一項に規定する指定の権限 ［四～二十　略］	（乗員上陸の許可） **第十五条**　［同上］ 2　［同上］ 3　法第十六条第五項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。 一　上陸期間は、次の区分により、入国審査官が定める。 イ　一の出入国港の近傍に上陸を許可する場合　七日以内 ［号の細分を加える。］ ロ　［同上］ ハ　［同上］ ニ　［同上］ ［二・三　同上］ （権限の委任） **第六十一条の二**　法第六十九条の二の規定により、次に掲げる法務大臣の権限は、地方入国管理局長に委任する。ただし、第一号、第二号から第三号の二まで、第五号の四、第八号、第十号から第十五号まで、第十七号及び第二十号に掲げる権限については、法務大臣が自ら行うことを妨げない。 ［一・一の二　同上］ ［号を加える。］ ［一の三～三の二　同上］ ［号を加える。］ ［四～二十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。